

学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方(基本姿勢)

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒への心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

①学校を挙げた積極対応

- ・学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- ・警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ・いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

②平時からの基本姿勢

- ・いじめは、「どの子にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを全教職員が十分認識する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ・一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

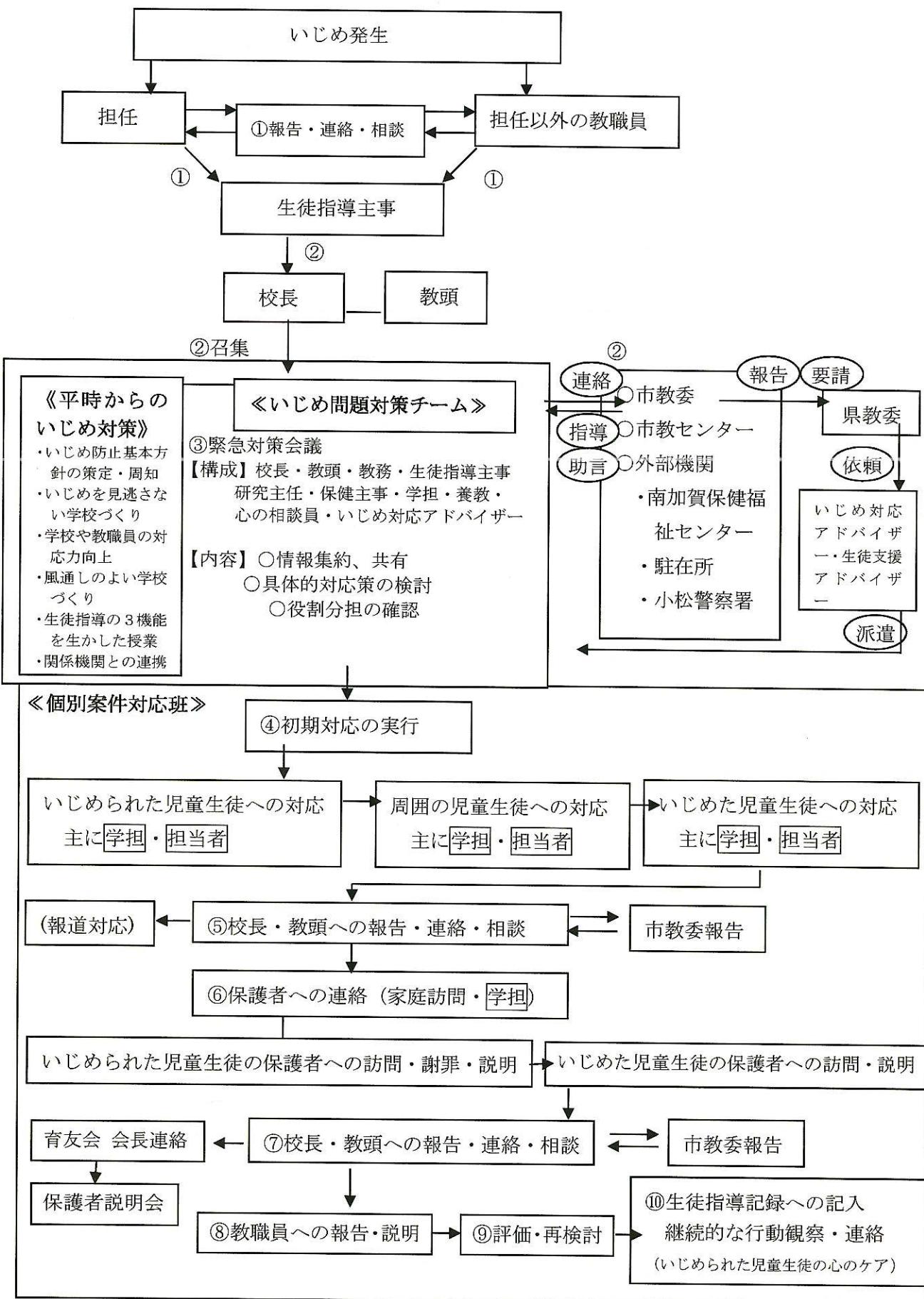
(2) いじめ問題対策チーム(常設)の構成員と対策チームの役割

校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、本校の実情に応じた対策を推進する。また、基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画通りに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について検証を担う役割がある。

いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員の間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚を持ち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持することが重要である。

<いじめ問題に対する校内体制>



(3) いじめの未然防止

①わかる・できる授業づくり

- ・課題設定などに工夫をし、児童生徒の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保し、「わかった」「できた」が実感できるようにする。
- ・学習指導に際し、生徒指導の三機能（自己存在感・自己決定・共感的人間関係）を意識した授業づくりを行う。
- ・「学び合い学習」をめざして、学習過程や学習形態（ペア・グループ）を工夫し、すべての児童生徒が授業に参加し、活躍できるようにする。

②いじめに関する内容の計画的な指導（道徳、学活）

- ・道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的に実践する。
- ・人権集会を開催し、人権やいじめに関する話を聞いたり、児童生徒の発表から人権について考え、感想を交流したりする活動を通して人権感覚を磨く。

③規範意識の育成

- ・「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。
- ・学習ルールを全教職員と児童生徒で共通理解し、徹底して身につける。

④自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・1年生への読み聞かせやお世話、新一年生を迎える会、異学年読み聞かせ、たてわり遊びなどの異学年交流を通じ、「お世話される体験」と成長した後に「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。
- ・親子奉仕作業や松東まつりなどの共同作業に携わることで、親や地域の人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・教師は、日頃から言葉遣いや学習環境に気をつけ、差別的な言動がないよう配慮する。

⑤児童生徒会が中心となる取組

- ・「あいさつ運動」では、児童生徒会が中心となり、明るい挨拶をして笑顔がいっぱいの学校にしようという取組を進める。
- ・各委員会でも、学校生活がより楽しくなるような企画を考え、自主的に活動できるよう指導する。
- ・絆集会は、サミット委員会が企画・運営し、人権に関する発表や活動を行い、人権意識を高める。

⑥体験活動を取り入れた取組

- ・各学年においては、身近な自然を生かした体験学習を、学年に応じて取り入れ、実感を伴った学習を行うようにする。
- ・前期課程、後期課程とも、校下内の瀬戸特別支援学校と小松特別支援学校の児童と交流学習を行い、いろいろな人と関わりあいながら、他の人の思いやる心を育む。
- ・縦割り活動（朝活動・運動会・清掃・給食・遊び）を計画的に実施し、年間を通して上級生と下級生が協力して作業をしたり活動を楽しんだりして、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

⑦家庭や地域と連携した取組

- ・保護者や地域の方を対象に、非行被害防止講座や学校保健委員会を実施し、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。
- ・地域の防犯隊等の活動から、地域全体で児童生徒に声をかけ見守り、健全に育てていく。

(4) いじめの早期発見

①小さなサインを見逃さない

- ・日頃の観察から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・基本的生活習慣の乱れや健康状態、授業態度の変化など、小さな変化に注意を払う。
- ・休み時間の観察や日記・アンケート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・日頃から職員室等で、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

②定期的なアンケート調査の実施

- ・年に2回、いじめに関するアンケート調査を実施する。(5月、11月)
- ・チェックリストを活用し、いじめに関するアンテナを高くする。

③教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な個人面談を実施する。
- ・日頃から、児童生徒がいじめについて相談しやすい環境と雰囲気をつくる。
- ・児童生徒及びその保護者、教職員が抵抗なく、いじめに関して相談できる信頼関係を構築する。

④学校でわかるいじめ発見のポイントの活用

- ・児童生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しているので、一人一人が発するサインを見逃さず、早期に対応する。

(5) いじめに対する措置

①組織的な対応

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・いじめに関する情報を把握した場合には、いじめ問題対策チームで協議する。
- ・在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかに概要を市教委に報告する。

②いじめられている児童と保護者への対応

〈子どもへの対応〉

- ・いじめられている児童生徒を必ず守り通すという姿勢、及び安心安全を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、身近な教職員が必ず、相談相手になることを理解させる。
- ・いじめの事実関係を正しく把握する。その場合、冷静にじっくりと児童生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた児童生徒の謝罪だけで、問題が解決したという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童生徒の長所を積極的に見つけ認め、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。

- ・いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

〈保護者への対応〉

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応をする。
- ・家庭訪問したり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、保護者の不安な気持ちを十分に受け止めて、対応策を協議する。学校として、児童生徒を守り通すことを十分に伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡し、個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

③いじめている子どもと保護者への対応

〈子どもへの対応〉

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・どんな行為がいじめに当たるのかを十分理解させた上で指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめた児童生徒の不満や充足感を味わえない心理を十分理解し、学校生活に目的意識をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行う。

〈保護者への対応〉

- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示し、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた児童生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・児童生徒の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑤インターネットを通じて行われているいじめへの対応

- ・情報モラル教育や、前期課程・後期課程の連携、インターネットに関する親子のルール作りの推進を行い、未然防止に努める。
- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められ、保護者や関係機関との連携が重要である。

- ・グループチャット機能を使用した仲間外しなどのいじめには、被害加害児童双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにし相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネットの不適切な書き込みは、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。警察や地方法務局の協力を求める。
- ・子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報する。

(6) 年間計画

(前期課程)

月	アンケート	児童会	交流
4月		全校遊びの会	1年生補助（9年生）
5月		あいさつ運動・縦割り朝活動(年間)	支援学校との交流（2年生）
6月	いじめアンケート/個人面談	児童集会	支援学校との交流(3・4年生)
7月			支援学校との交流（2年生）
8月			
9月		あいさつ運動	
10月	みどりサミット	支援学校との交流(3・4学年)	
11月	いじめアンケート/個人面談	縦割り遊び	
12月		友達集会・絆集会・みどりサミット	
1月		あいさつ運動	
2月	個人面談	縦割り遊び	年長児との交流（1年生）
3月			

※年間の取り組みについての検証を学期末（7月・12月・3月）に行う。（PDCAサイクルの位置づけ）

※月に1回、児童理解の会を設けて、児童や学級の様子について情報交換を行い、共通理解を図る。

(後期課程)

	校内研修（職員会議等）	学校行事	未然防止・早期発見等	保護者関係
4 月	いじめ防止方針等の確認、共通理解 職員会議（毎月一回） 生徒指導部会（毎週一回）	始業式・入学式 確認テスト 新入生歓迎会 お花見サイクリング 写生会	人間関係づくり 学級ルールづくり 前期学級組織	育友会総会 学年懇談会 授業参観
5 月		中間テスト 校外学習（7・8年生） 修学旅行（9年） 激励会（9年担当）	いじめアンケート 情報モラル教育（8年）	
6 月	校内研修 (前期いじめ対応アドバイザー招聘)	特別支援学校交流会 体育祭 加賀地区大会激励会 (5・6年担当)	ふれあい週間（個人面談） QUアンケート	

7 月		期末テスト 薬物乱用防止教室 県大会激励会 (5, 6年担当) 終業式	情報モラル教育(9年) 学習生活アンケート 性に関する個別指導 悩みアンケート	個人懇談会
8 月	夏休み中、2学期に向けて気になる生徒の情報交換	確認テスト 始業式		親子奉仕作業
9 月		新人大会激励会 (9年担当) 児童生徒会役員選出	後期学級組織 ネット利用アンケート	
10 月	いじめ防止に関する取り組みの評価・点検(前期)	中間テスト 学校保健委員会 みどりサミット 合唱発表会		授業参観 非行被害防止 講座 学年懇談会
11 月	校内研修(後期いじめ対応アドバイザ一来校)	文化祭(勧進帳) 生徒発表会	ふれあい週間(個人面談) 思春期講座(8年) 人権週間への取り組み いじめアンケート 悩みアンケート	
12 月		期末テスト 人権週間 みどりサミット 終業式	学習生活アンケート	新入生説明会 個人懇談会
1 月		始業式 確認テスト	情報モラル教育(7年) 友達との関係を考える(学級内でのいじめ、孤立等問題について考えさせる)	
2 月	いじめ防止に関する取り組みの評価・点検(後期)	立志式		
3 月	いじめ防止基本方針の見直し 引き継ぎ情報の作成等	期末テスト 児童生徒会役員選出 9年生ありがとうの会 卒業式 修了式		